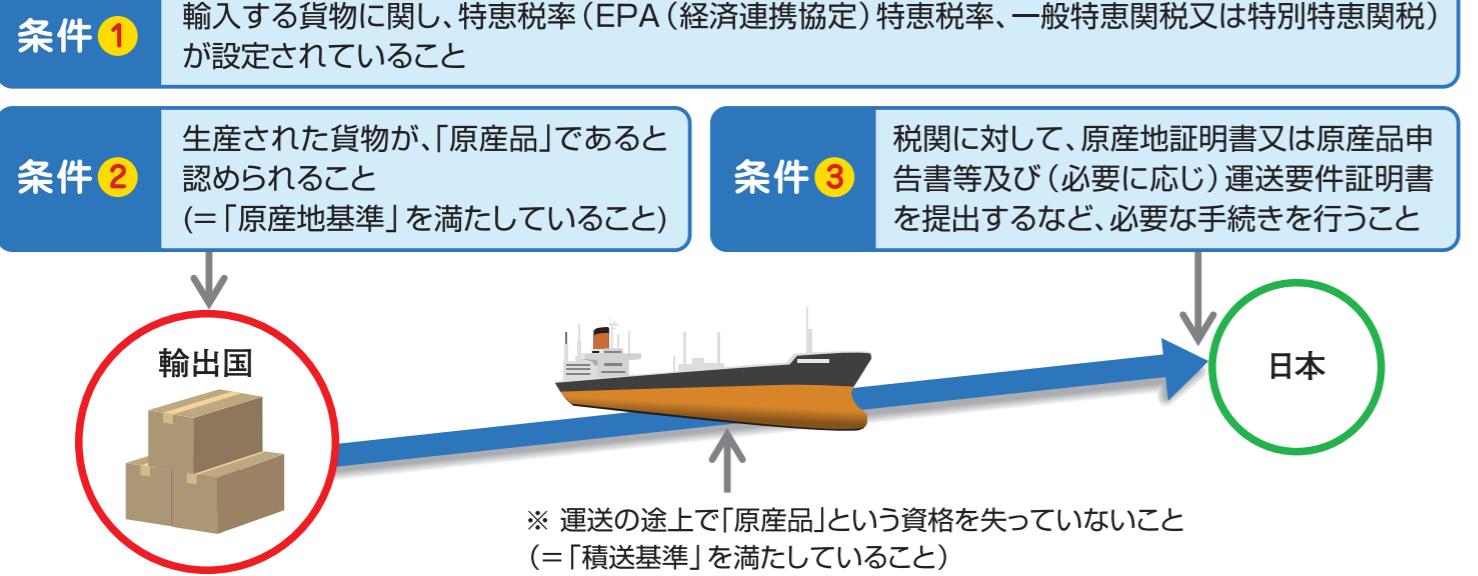




特惠税率の適用に際しては、 貨物が「原産品」であることを確認してください

特惠税率適用のための3つの条件

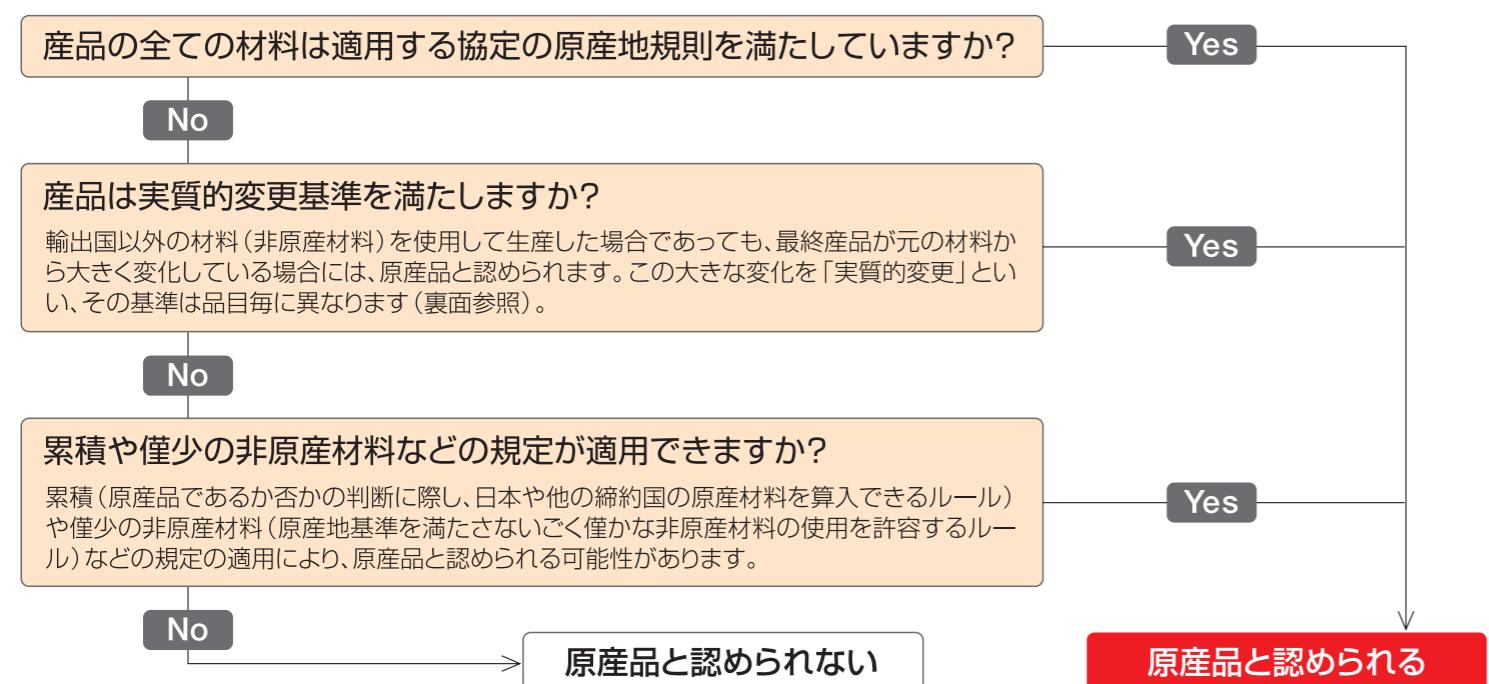
特惠税率の適用を受けるためには、3つの条件をすべて満たす必要があります



貨物は原産品ですか？(確認のためのフローチャート)

特惠税率は、上記条件②のとおり、「原産品」であると認められる貨物に適用されます。原産地証明書等が提出されていても、「原産品」でない場合には、特惠税率は適用できませんので、**輸入貨物が「原産品」であることを確認ください。**

どのような貨物が「原産品」と認められるかを規定した「原産地基準」は制度により異なる部分もありますが、基本的には、以下の手順で判断します。

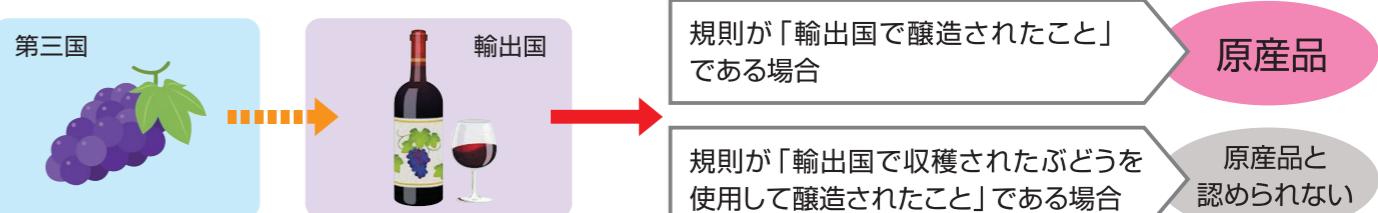


輸出国で貨物は実質的に変更しましたか？

貨物が第三国の材料を使用して生産されている場合、「原産品」と認められる基準「実質的変更基準」を満たしているかを確認することが重要です。

品目毎の「実質的変更基準」は、EPA(経済連携協定)の場合は各EPAの附属書「品目別規則」に、一般特恵制度の場合は**関税暫定措置法施行規則第9条**に規定されています。同じ貨物であっても、規則によって「原産品」と認められる場合とそうでない場合があります。

(例) 第三国のぶどうを使用して生産されたワイン



特惠税率適用時のポイント

申告納税制度の下、輸入者は、特惠税率を適用する輸入貨物の原産性に責任を有します。

貨物の原産性を確認する際には、以下のポイントを参考にしてください。

- ✓ 特惠税率を適用して輸入する貨物が「原産品」であることを、輸出者等に確認していますか？
- ✓ 特惠税率を適用して輸入する貨物が、どのような材料から、誰によって、どこで生産されたか把握していますか？

適用する規則等が分からない場合には、税関に相談ください。

輸入貨物の原産性について、通関時や輸入許可後に税関から輸入者に問合せ(事後確認)を行う場合があります。輸出者等に貨物の原産性を確認する、貨物が原産品であることを示す書類等を入手・作成するなど、問合せに対応する手順・社内体制の整備をお願いします。

お問い合わせ先

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官が受け付けています。また、税関ホームページの「原産地規則ポータル」には、各EPAの品目別規則を含め、各種資料を掲載しています。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanshi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則ポータル

検索

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>